障害保健福祉費に係る手当における所得制限の撤廃に関する請願 (第3校)

請願の趣旨

政府は「こども大綱」において、こどもや若者の最善の利益を第一に、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、すべてのこどもが安心して成長できる社会の実現には、切れ目のない支援と経済的負担の軽減が不可欠であるとしている。

この際、支援は障害保健福祉と一体的に勘案する必要がある。なぜなら、医療技術の進展により救える命が増える一方で、障害があるこどもの数は今後も増加が見込まれるからである。実際、特別児童扶養手当の支給対象障害児数は2015年6月から2025年5月にかけて72,773人増加(「福祉行政報告例」より算出)しており、その推移は右肩上がりである。一方、同期間における20歳未満人口は301万人減少(「国民生活基礎調査」より算出)しており、この数字から割合を算出すると0.55ポイントの上昇となっている。

このような状況において、扶養者は介護により重い金銭的・時間的負担を抱えることとなり、心身ともに追い詰められる傾向が強まる。しかも、前掲のとおり、このような状況に置かれる国民の割合は今後さらに増加すると見込まれる。これらを踏まえると、こども大綱の理念達成には障害保健福祉と一体的に対策を講じることが不可欠である。

他方、第 213 回国会で改正された児童手当は、理念に「安心して子どもを生み育てられる社会」を掲げ、 2024 年 10 月から所得制限を撤廃した。しかしながら、特別児童扶養手当など障害保健福祉費に係る手当に は所得制限があり、基準をわずかに超えると全額停止されるという「所得制限による崖」が依然として存在する。 これらの手当も目的や効果を同じくする以上、制度間の整合性を確保するためにも見直しが必要である。

こうした状況を踏まえると、「切れ目のない支援」という理念は、特に障害者支援においては単に子ども期にとどまらず、その先まで途絶えることなく継続されるべきである。これは障害者基本法の基本理念に照らしても齟齬はなく、同法第24条の趣旨から見ても、特に扶養者に対する所得制限は設けるべきではないと言える。

ついては、次の事項を措置されたい。

請願事項

- 1. 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」第六条及び第七条並びに同法施行令第二条を削除し、「特別児童扶養手当に係る所得制限」を撤廃すること。
- 2. 同法第二十一条を削除し、特別障害者手当及び障害児福祉手当並びに同法施行令附則第二条及び附則第二条の二に定める福祉手当の経過措置に係る「配偶者及び扶養義務者に関する所得制限」を撤廃すること。

備考

本請願においては、平成22年(2010年)1月7日に発出された「障害者自立支援法違憲訴訟に係る基本合意」における基本合意文書の「三 新法制定に当たっての論点」に記載された、原告団・弁護団による指摘事項第3項「収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。」の内容を踏まえ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」第二十条に規定された受給資格者本人に対する所得制限の撤廃は要望しない。

参考資料

1. 参考資料の概要

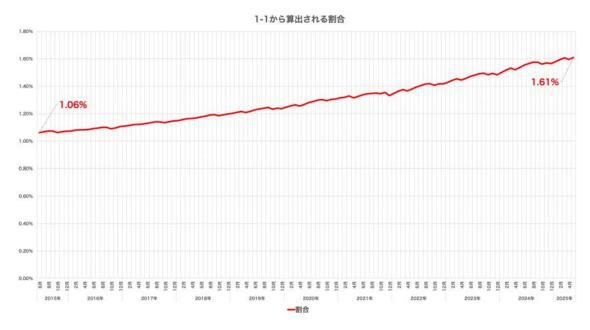
本請願は予算の増加を伴うものであり、その検討にあたっては、増加額の規模を明らかにすることが不可欠である。そこで、本参考資料では、その試算を行う。

2. 請願趣旨内にて用いた数値のデータ

2-1. 特別児童扶養手当の支給対象障害者数および 20 歳未満人口の推移

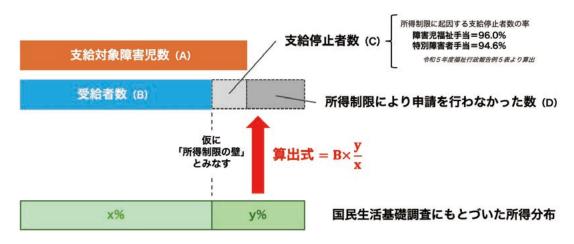
特別児童扶養手当の支給対象障害者数および20歳未満人口の推移
支給対象障害者数:福祉行政報告例より作成
20歳未満人口の推移:国民生活基礎調査より作成
350 000 2.211万人 307470 2.156
2.000 1.910万人 1.910万人 1.910万人 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1.900 1

2-2. 「2-1」から算出される割合



3. 所得制限により手当の受給機会を逸している人数の推定

3-1. 基本的な考え方



統計上には現れない数字として、「所得制限により申請を行わなかった人数 (D)」が存在するため、何らかの基準によってこれを推定する必要がある。例えば、特別児童扶養手当においては、申請により支給対象障害児と認定された人数 (A) と、実際の受給者数 (B) との間に差 (C) がある。この差の原因に関する直接的な統計は存在しないが、障害児福祉手当や特別障害者手当については「福祉行政報告例-5表」に支給停止理由の統計があり、その約 95%が所得制限によるものである。したがって、支給停止者数 (A-B、または直接的に示された数値) は、所得制限により受給機会を逸した人数とみなしても、大きな誤差は生じないと考えられる。

そこで、各手当について所得制限の収入額の目安を参考に仮の「所得制限の壁」を設定し、所得分布データから累積度数を算出、その比率を用いて「C+D(所得制限により受給機会を逸した人数)」を推定する。

3-2. 特別児童扶養手当の受給機会を逸している人数の推定

特別児童扶養手当は、受給資格者本人とは障害児の父母等であり、かつ受給資格者本人の所得制限額は、 その配偶者や扶養義務者と比べて低く設定されている。このため、本試算では受給資格者本人の所得制限 額を参考値として用いる。

扶 養 親族等		受給資格者 本 人	受 給 資 格 者 の 配偶者及び扶養義務者			
の数	所 得 額(※1)	参考:収入額の目安(※2)	所 得 額(※1)	参考:収入額の目安(※2)		
0	4,596,000	6,420,000	6,287,000	8,319,000		
1	4,976,000	6,862,000	6,536,000	8,586,000		
2	5,356,000	7,284,000	6,749,000	8,799,000		
3	5,736,000	7,707,000	6,962,000	9,012,000		
4	6,116,000	8,129,000	7,175,000	9,225,000		
5	6,496,000	8,546,000	7,388,000	9,438,000		

厚生労働省「特別児童扶養手当について」より抜粋

まず、国民生活基礎調査における世帯所得の「2所得票」には、世帯ごとの所得が統計データとして公開されている。本試算では、このデータを用いる。特別児童扶養手当は「児童のいる世帯」のみを対象とするため、「1世帯票>第002表」から、対象となる世帯の割合を抽出する。2024(令和6)年のデータは以下のとおりであり、本試算における対象世帯は、水色で示した部分である。

(単位:千世帯)

		単独世帯		核家族世帯			
年次	総数		夫婦のみの世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世代世帯	その他の 世帯
2024(令和6)年	54,825	18,995	13,544	13,218	3,912	1,868	3,289
割合	100.0%	34.6%	24.7%	24.1%	7.1%	3.4%	6.0%

E-Stat「国民生活基礎調査>令和6年国民生活基礎調査>1世帯票>第002表」より作成

続いて、国民生活基礎調査の「2所得票>第 087 表>世帯数、最多所得者の総所得に占める割合・所得金額階級別」において、「所得金額階級」および「最多所得者の総所得に占める割合」を用いる。本試算では、まずそれぞれに対して、概ね階級ないし割合の中央値を基準に「仮の世帯所得」および「仮の割合」を算出し、次にこれらを基に各階級・割合における最多所得者の推定所得金額を求めた。以下に、その算出結果を示す。

		仮の割合	45	55	65	75	85	95	100
	仮の世帯所得	所得金額階級			最多所得	者の総所得に占め	める割合		
	1000世帯が特	別待並倒陷級	50%未満	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100%
	25	50万円未満	11.25	13.75	16.25	18.75	21.25	23.75	25.00
	75	50~100	33.75	41.25	48.75	56.25	63.75	71.25	75.00
	125	100~150	56.25	68.75	81.25	93.75	106.25	118.75	125.00
	175	150~200	78.75	96.25	113.75	131.25	148.75	166.25	175.00
	225	200~250	101.25	123.75	146.25	168.75	191.25	213.75	225.00
	275	250~300	123.75	151.25	178.75	206.25	233.75	261.25	275.00
	325	300~350	146.25	178.75	211.25	243.75	276.25	308.75	325.00
	375	350~400	168.75	206.25	243.75	281.25	318.75	356.25	375.00
	425	400~450	191.25	233.75	276.25	318.75	361.25	403.75	425.00
最多	475	450~500	213.75	261.25	308.75	356.25	403.75	451.25	475.00
所	525	500~550	236.25	288.75	341.25	393.75	446.25	498.75	525.00
得	575	550~600	258.75	316.25	373.75	431.25	488.75	546.25	575.00
者の	625	600~650	281.25	343.75	406.25	468.75	531.25	593.75	625.00
推	675	650~700	303.75	371.25	438.75	506.25	573.75	641.25	675.00
定	725	700~750	326.25	398.75	471.25	543.75	616.25	688.75	725.00
所得	775	750~800	348.75	426.25	503.75	581.25	658.75	736.25	775.00
	825	800~850	371.25	453.75	536.25	618.75	701.25	783.75	825.00
	875	850~900	393.75	481.25	568.75	656.25	743.75	831.25	875.00
	925	900~950	416.25	508.75	601.25	693.75	786.25	878.75	925.00
	975	950~1000	438.75	536.25	633.75	731.25	828.75	926.25	975.00
	1,050	1000~1100	472.50	577.50	682.50	787.50	892.50	997.50	1,050.00
	1,150	1100~1200	517.50	632.50	747.50	862.50	977.50	1,092.50	1,150.00
	1,350	1200~1500	607.50	742.50	877.50	1,012.50	1,147.50	1,282.50	1,350.00
	1,750	1500~2000	787.50	962.50	1,137.50	1,312.50	1,487.50	1,662.50	1,750.00
	2,000	2000万円以上	900.00	1,100.00	1,300.00	1,500.00	1,700.00	1,900.00	2,000.00

E-Stat「国民生活基礎調査>令和6年国民生活基礎調査>2所得票>第087表>世帯数、最多所得者の総所得に占める割合・

これに対し、当該表に記載された世帯数(標本調査/以下「左表」)と、「2所得票>第024表>世帯数、世帯構造・所得金額階級別」から算出した該当世帯構造の世帯数比率を用い(以下「右表」に示す)、各世帯構造における階級別・割合別の度数分布を作成する。

				最多所得智	の総所得に占	める割合			夫婦と未婚の子のみの世帯	の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯
		50%未満	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100%	0,0,0,0,0	0,10,0,0,0,0,0		
	50万円未満	-		-		1	1	50	0.0%	0.9%	0.0%	0.39
	50~100	2	2	1	1		-	244	0.6%	3.9%	1.0%	2.49
	100~150	11	6	6	2	1	3	299	1.5%	5.4%	1.0%	6.39
	150~200	17	21	16	6	5	3	252	1.9%	3.9%	1.6%	5.49
	200~250	16	14	32	20	7	1	250	1.9%	10.1%	2.6%	7.9%
	250~300	17	26	44	51	9	6	174	1.7%	10.7%	2.6%	5.4%
	300~350	18	25	42	67	21	10	152	3.2%	9.6%	2.6%	5.7%
	350~400	22	25	38	56	20	5	110	3.2%	8.4%	5.2%	5.4%
	400~450	26	29	19	34	18	6	98	5.1%	7.5%	3.1%	7.3%
	450~500	22	23	19	25	29	6	96	4.6%	4.2%	4.7%	5.1%
	500~550	31	18	24	24	23	6	90	4.7%	6.3%	5.2%	5.4%
10	550~600	37	17	24	19	27	7	60	6.1%	5.1%	6.3%	3.6%
帯所	600~650	20	17	21	29	28	19	74	6.4%	3.9%	5.2%	4.8%
排	650~700	31	14	16	13	24	8	54	6.9%	2.7%	1.6%	4.2%
	700~750	19	15	15	13	21	8	41	4.6%	2.1%	3.1%	4.5%
	750~800	17	9	20	16	19	7	41	3.6%	2.4%	5.2%	3.6%
	800~850	16	13	15	13	18	10	27	4.8%	2.4%	4.7%	2.7%
	850~900	14	20	12	16	14	10	18	4.3%	3.3%	2.1%	3.0%
	900~950	14	13	12	6	13	5	18	3.9%	1.5%	3.1%	1.8%
	950~1000	12	10	15	10	6	11	17	3.8%	0.3%	2.6%	2.1%
	1000~1100	29	18	21	11	12	11	37	6.1%	1.8%	6.3%	2.4%
	1100~1200	24	14	17	13	4	3	21	4.5%	1.5%	6.3%	2.1%
	1200~1500	39	32	21	15	17	15	33	8.6%	1.2%	9.9%	4.8%
	1500~2000	39	32	17	6	9	8	16	5.8%	1.2%	10.4%	1.8%
	2000万円以上	13	10	5	6	5	12	16	2.3%	0.0%	3.6%	1.59

E-Stat「国民生活基礎調査>令和6年国民生活基礎調査」より作成(左:原表/右:算出した該当世帯構造の世帯数比率)

以下の表は「夫婦と未婚の子のみの世帯」において作成された度数分布表例である。これと同じ要領に て「ひとり親と未婚の子のみの世帯」「三世代世帯」「その他の世帯」にも同様の表を作成する。

				最多所得者	の総所得に占め	る割合		
		50%未満	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100%
	50万円未満	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	50~100	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	1.36
	100~150	0.16	0.09	0.09	0.03	0.01	0.04	4.44
	150~200	0.32	0.39	0.30	0.11	0.09	0.06	4.68
	200~250	0.30	0.26	0.59	0.37	0.13	0.02	4.64
	250~300	0.28	0.43	0.73	0.85	0.15	0.10	2.91
	300~350	0.57	0.79	1.32	2.11	0.66	0.32	4.79
	350~400	0.71	0.81	1.23	1.82	0.65	0.16	3.57
	400~450	1.33	1.48	0.97	1.73	0.92	0.31	5.00
	450~500	1.02	1.07	0.88	1.16	1.35	0.28	4.45
	500~550	1.47	0.85	1.14	1.14	1.09	0.28	4.26
世	550~600	2.27	1.04	1.47	1.16	1.65	0.43	3.67
帯所	600~650	1.28	1.09	1.34	1.86	1.79	1.22	4.74
200	650~700	2.13	0.96	1.10	0.89	1.65	0.55	3.71
550	700~750	0.88	0.70	0.70	0.60	0.97	0.37	1.90
	750~800	0.62	0.33	0.72	0.58	0.69	0.25	1.48
	800~850	0.77	0.63	0.72	0.63	0.87	0.48	1.30
	850~900	0.60	0.85	0.51	0.68	0.60	0.43	0.77
	900~950	0.55	0.51	0.47	0.23	0.51	0.19	0.70
	950~1000	0.46	0.38	0.57	0.38	0.23	0.42	0.65
	1000~1100	1.78	1.10	1.29	0.67	0.73	0.67	2.27
	1100~1200	1.07	0.62	0.76	0.58	0.18	0.13	0.94
	1200~1500	3.36	2.76	1.81	1.29	1.47	1.29	2.85
	1500~2000	2.24	1.84	0.98	0.35	0.52	0.46	0.92
	2000万円以上	0.30	0.23	0.12	0.14	0.12	0.28	0.37

求めた度数分布表の例 (夫婦と未婚の子のみの世帯)

その後、前掲の「最多所得者の推定所得金額表」に基づき、各階級における最多所得者の推定所得金額 を用いて所得分布表を作成した結果は、以下のとおりである。

		夫婦と未婚の 子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	予測世帯数	予測分布率	予測分布率 (累積)	
	世帯数	13218	3912	1868	3289				
	50万円未満	0.6%	0.3%	0.0%	0.1%	91	0.4%	0.4%	
	50~100	0.2%	5.0%	1.9%	4.3%	393	1.8%	2.2%	
	100~150	1.8%	11.0%	3.5%	12.3%	1,131	5.1%	7.2%	
	150~200	4.2%	10.6%	5.2%	10.9%	1,420	6.4%	13.6%	
	200~250	6.9%	21.2%	10.1%	16.8%	2,489	11.2%	24.8%	
	250~300	8.3%	13.0%	8.0%	8.9%	2,044	9.2%	34.0%	
	300~350	7.7%	10.1%	7.0%	8.7%	1,838	8.2%	42.2%	
	350~400	7.6%	6.6%	6.9%	5.9%	1,582	7.1%	49.3%	
	400~450	6.8%	5.3%	5.4%	6.0%	1,400	6.3%	55.6%	
最	450~500	5.9%	3.6%	6.6%	4.6%	1,199	5.4%	61.0%	
多所	500~550	7.8%	3.7%	6.3%	4.3%	1,443	6.5%	67.4%	
得	550~600	4.7%	2.2%	4.2%	2.5%	866	3.9%	71.3%	
者の	600~650	5.9%	1.9%	6.1%	3.5%	1,084	4.9%	76.2%	
推	650~700	4.7%	1.2%	2.2%	2.0%	772	3.5%	79.6%	
定所	700~750	4.5%	1.0%	4.1%	2.3%	783	3.5%	83.2%	
得	750~800	3.7%	0.8%	4.4%	1.3%	651	2.9%	86.1%	
	800~850	1.4%	0.4%	0.9%	0.5%	237	1.1%	87.1%	
	850~900	1.9%	0.5%	2.4%	1.0%	355	1.6%	88.7%	
	900~950	1.8%	0.1%	0.8%	0.3%	273	1.2%	90.0%	
	950~1000	2.6%	0.3%	2.7%	0.6%	430	1.9%	91.9%	
	1000~1100	1.1%	0.4%	2.3%	0.8%	225	1.0%	92.9%	
	1100~1200	3.5%	0.3%	2.9%	0.8%	553	2.5%	95.4%	
	1200~1500	2.8%	0.3%	3.7%	1.2%	484	2.2%	97.6%	
	1500~2000	3.1%	0.1%	1.9%	0.3%	466	2.1%	99.6%	
	2000万円以上	0.5%	0.0%	0.3%	0.1%	79	0.4%	100.0%	

「最多所得者の推定所得」にもとづく分布表

次に、前掲の所得制限表から「所得制限の壁」とみなす範囲を検討する。まず、国民生活基礎調査「1世帯票>第014表>世帯数-構成割合-平均児童数、児童の有-児童数-無・年次別」によれば、2024(令和6)年における児童のいる世帯の平均児童数は1.68人である。

一般に、障害児をもつ家庭では介護に多くの時間が割かれる傾向があり、この状況を踏まえると、夫婦ともにフルタイムで就業することは困難である場合が多い。すなわち、夫婦の一方が就業していない(扶養となる)割合は高いと推測される。

この前提から、障害児をもつ家庭の平均的な扶養親族数は 2.68 人と想定される。したがって、所得制限の壁としては、扶養親族等の数が 2 である場合の「収入額の目安=7,284,000円」を用いるのが妥当と考えられる。以上より、本試算では「700~750万円」と「750~800万円」の間を所得制限の壁とみ

なす。この条件に基づき、前掲の算出式における x および y を求めると、x は 0.832 (83.2%)、y は 0.168 (16.8%) となる。

3-3. 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給機会を逸している人数の推定

続いて、障害児福祉手当、特別障害者手当および経過的福祉手当の受給機会を逸している人数の推定を 行う。この場合、所得制限の表は以下の通りとなる。

扶 養 親族等		受給資格者 本 人					受 給 資 格 者 の 配偶者及び扶養義務者				者		
の数	所	得	額(※	1)	参考	:収入額の	安(※2)	所	得	額(※1)	参考	収入額	[の目安(※2)
0	3	3,661	,000			5,252,00	00	- 3	6,28	7,000		8,319	9,000
1	4	4,041	,000			5,728,00	00	3	6,53	6,000		8,586	6,000
2	4	4,421	,000			6,203,00	00	3	6,74	9,000		8,799	9,000
3	4	4,801	,000			6,668,00	00	1 19	6,96	2,000		9,012	2,000
4		5,181	,000			7,090,00	00	38	7,17	5,000		9,225	5,000
5		5,561	,000			7,512,00	00	- 83	7,38	8,000		9,438	3,000

厚生労働省「障害児福祉手当について」より抜粋

この場合、受給資格者本人とは障害児または障害者当人を指す。したがって、受給資格者の配偶者および扶養義務者の所得金額を用いて計算する。特別障害者手当および経過的福祉手当では「夫婦のみの世帯」の数値も含める必要があるが、前掲の統計データでは最多所得者が「受給資格者本人」であるか「配偶者・扶養義務者」であるかを区別できないため、正確な抽出は困難である。

そこで暫定的に、前掲の「最多所得者の推定所得による分布表」を用いる。扶養親族等の数は前述と同様に2とし、「800~850万円」と「850~900万円」の間を所得制限の壁とみなす。この条件で前掲の算出式を適用すると、x=0.887(88.7%)、y=0.113(11.3%)となる。

3-4. 各手当における推定値

3-1~3の考え方に基づき算出した「所得制限により手当の受給機会を逸した人数」および、これに受給者数を加えた「潜在受給者数」は、以下のとおりである。

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	経過的福祉手当
支給対象障害児数(A)	307,470		Ē	i.Ē.
受給者数(B)	276,210	64,254	136,851	1,609
受給機会を逸した推定値(C+Dの推定)	55,774	8,186	17,435	205
潜在受給者数(B+C+D)	331,984	72,440	154,286	1,814

福祉行政報告例 月報 (概数) 2025年5月のデータより作成

4. 所得制限の撤廃によりかかる費用の試算

4-1. 特別児童扶養手当に関する試算

特別児童扶養手当は国の負担率が 10 分の 10 であるため、その全額を算出対象とする。ただし、本手当には 1 級・2 級の等級があり、それぞれ支給月額が異なる。一方、等級別受給者比率に関する統計資料は存在しないため、まずはその比率を推定する必要がある。

推定にあたっては、財務省「予算書・決算書データベース」に掲載されている「一般会計 歳入予算明 細書及び歳出予定経費要求書」から「特別児童扶養手当給付費」を抽出し、受給者数データと組み合わせ て以下の連立方程式を構築した。

1級の受給者数をx、2級の受給者数をyとする。

x+y= 受給者数

 $12 \times \{(1級の支給月額 \times x) + (2級の支給月額) \times y\} = 特別児童扶養手当給付費$

これを解くことで、1級・2級の支給割合を推定した結果は下表のとおりである。

	**中川日卒++ 美工业公人+	支給月	額	332.60.25KWh	支給割合	(推定)
	特別児童扶養手当給付費	1級	2級	受給者数 ※1	1級	2級
2016年度	117,667,463,414	51,500	34,300	226,594	52.2%	47.8%
2017年度	119,909,888,215	51,450	34,270	231,116	52.2%	47.8%
2018年度	122,836,060,796	51,700	34,430	237,163	50.6%	49.4%
2019年度	126,787,912,676	52,500	34,970	242,072	49.5%	50.5%
2020年度	130,941,549,814	52,500	34,970	248,048	51.5%	48.5%
2021年度	134,001,245,044	52,500	34,970	251,481	53.8%	46.2%
2022年度	135,910,149,281	53,700	35,760	258,118	45.3%	54.7%
2023年度	142,460,390,037	53,700	35,760	265,804	49.6%	50.4%
				平均値	50.6%	49.4%

※1 福祉行政報告例の各月受給者数をもとに当該年の1~12月の数値を平均して算出

この結果、2016~2023年度における支給割合の平均値は、1級が50.6%、2級が49.4%であった。 したがって、試算に際してはこの割合を採用する。この前提のもと、1-2で算出した受給者数および潜在 受給者数を基礎として現在費用および増加費用を試算した結果は、下表(次頁の表)のとおりである。

2025年度の試算	Δ/4	等級			
	全体	1級	2級		
受給者数	276,210	139,763	136,447		
支給月額	-	56,800	37,830		
現在費用の推定	157,203,940,920	95,262,460,800	61,941,480,120		
受給機会を逸した人数の推定値	55,774	28,222	27,552		
増加費用の推定	31,743,621,120	19,236,115,200	12,507,505,920		
合計費用の推定	188,947,562,040	114,498,576,000	74,448,986,040		

これによれば、特別児童扶養手当の所得制限を撤廃した場合、2025 年 5 月のデータに基づき 2025 年度分を試算すると、費用の増加額は約 317.4 億円となる。

4-2. 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する試算

障害児福祉手当、特別障害者手当および経過的福祉手当については、負担率が国 3/4、都道府県・市および福祉事務所設置町村 1/4 であるため、それぞれの負担増額を算出する必要がある。そこで、まずは都道府県単位における負担増の試算を行う。

福祉行政報告例月報には都道府県別統計表が公開されているため、これを基礎として負担増を推計する。 具体的には、全体を 1 とした場合に各都道府県が占める割合を、2023 年 4 月から 2025 年 5 月までの 各月について算出し、その中央値を求めた結果を下表に示す。

	障害児福祉手当	特別障害者手当	経過的福祉手当
北海道	0.041	0.034	0.065
青森県	0.014	0.014	0.013
岩手県	0.010	0.011	0.006
宮城県	0.015	0.016	0.011
秋田県	0.008	0.010	0.008
山形県	0.010	0.009	0.005
福島県	0.020	0.016	0.020
茨城県	0.021	0.014	0.022
栃木県	0.012	0.010	0.012
群馬県	0.013	0.012	0.011
埼玉県	0.049	0.042	0.039
千葉県	0.045	0.042	0.041
東京都	0.071	0.106	0.086
神奈川県	0.057	0.043	0.080
新潟県	0.016	0.025	0.012
富山県	0.006	0.006	0.005
石川県	0.007	0.006	0.009
福井県	0.005	0.005	0.002
山梨県	0.007	0.004	0.005
長野県	0.013	0.018	0.005
岐阜県	0.017	0.019	0.008
静岡県	0.027	0.028	0.022
愛知県	0.056	0.059	0.062
三重県	0.017	0.014	0.015

	障害児福祉手当	特別障害者手当	経過的福祉手当
滋賀県	0.015	0.012	0.006
京都府	0.025	0.029	0.028
大阪府	0.085	0.101	0.116
兵庫県	0.051	0.051	0.045
奈良県	0.012	0.011	0.014
和歌山県	0.006	0.009	0.013
鳥取県	0.005	0.006	0.004
島根県	0.006	0.009	0.005
岡山県	0.012	0.012	0.014
広島県	0.030	0.025	0.027
山口県	0.012	0.009	0.013
徳島県	0.005	0.004	0.010
香川県	0.008	0.009	0.006
愛媛県	0.012	0.013	0.020
高知県	0.005	0.005	0.012
福岡県	0.054	0.036	0.052
佐賀県	0.007	0.005	0.005
長崎県	0.014	0.012	0.014
熊本県	0.015	0.015	0.023
大分県	0.013	0.012	0.012
宮崎県	0.014	0.011	0.013
鹿児島県	0.014	0.016	0.021
沖縄県	0.022	0.016	0.007

これを係数とし、特別児童手当と同様の手順にて現在費用および増加費用を試算する。まずは各手当における国および地方の増加費用を試算した結果は下表のとおりである。

障害児福祉手当

2025年度の試算	全体	国	地方の合計
受給者数	64,254	7=	=
支給月額	16,100 -		-
現在費用の推定	12,413,872,800	9,310,404,600	3,103,468,200
受給機会を逸した人数の推定値	8,186	-	2
増加費用の推定	1,581,535,200	1,186,151,400	395,383,800
合計費用の推定	13,995,408,000	10,496,556,000	3,498,852,000

特別障害者手当

2025年度の試算	全体	国	地方の合計	
受給者数	136,851 -		-	
支給月額	29,590 -		-	
現在費用の推定	48,593,053,080	36,444,789,810	12,148,263,270	
受給機会を逸した人数の推定値	17,435	7. =	-	
増加費用の推定	6,190,819,800	4,643,114,850	1,547,704,950	
合計費用の推定	54,783,872,880	41,087,904,660	13,695,968,220	

経過的福祉手当

2025年度の試算	全体	国	地方の合計
受給者数	1,609	-	-
支給月額	16,100		.
現在費用の推定	310,858,800	233,144,100	77,714,700
受給機会を逸した人数の推定値	205	-	2
増加費用の推定	39,606,000	29,704,500	9,901,500
合計費用の推定	350,464,800	262,848,600	87,616,200

これによれば、対象となる 3 手当の所得制限を撤廃した場合、2025 年 5 月のデータに基づき 2025 年度分を試算すると、費用の増加額は、障害児福祉手当で約 15.8 億円、特別障害者手当で約 61.9 億円、経過的福祉手当で約 0.4 億円となり、合計で約 78.1 億円となる。このうち、国の負担額は約 58.6 億円、地方の負担額は約 19.5 億円である。

また、各都道府県における負担増額を算出した結果を下表(次頁の表)に示す。

	障害児福祉手当	特別障害者手当	経過的福祉手当	増加の合計額
北海道	16,252,411	52,211,251	642,719	69,106,381
青森県	5,583,244	22,317,813	133,327	28,034,384
岩手県	4,084,286	16,650,351	55,654	20,790,291
宮城県	5,854,032	24,673,347	113,554	30,640,933
秋田県	2,980,711	14,777,981	83,576	17,842,268
山形県	3,881,784	13,350,521	47,409	17,279,714
福島県	7,798,533	24,957,299	198,362	32,954,194
茨城県	8,270,409	22,339,009	217,411	30,826,829
栃木県	4,871,053	14,811,203	115,996	19,798,252
群馬県	5,246,599	18,200,168	113,265	23,560,032
埼玉県	19,314,394	64,467,388	386,351	84,168,133
千葉県	17,713,134	64,590,346	407,885	82,711,365
東京都	28,035,498	163,994,627	852,387	192,882,512
神奈川県	22,627,094	66,442,819	794,479	89,864,392
新潟県	6,301,689	39,068,178	123,582	45,493,449
富山県	2,394,838	9,351,019	47,629	11,793,486
石川県	2,879,935	9,254,543	91,777	12,226,255
福井県	2,147,151	7,774,740	22,757	9,944,648
山梨県	2,625,993	6,832,948	47,029	9,505,970
長野県	4,981,492	27,481,153	51,155	32,513,800
岐阜県	6,586,814	28,956,449	74,770	35,618,033
静岡県	10,505,832	43,406,493	214,203	54,126,528
愛知県	21,987,945	90,981,618	614,804	113,584,367
三重県	6,564,824	21,788,501	145,614	28,498,939
滋賀県	5,841,836	18,616,641	62,445	24,520,922
京都府	9,884,573	45,102,554	273,627	55,260,754
大阪府	33,566,146	155,783,005	1,144,447	190,493,598
兵庫県	20,063,027	78,237,980	447,488	98,748,495
奈良県	4,810,126	16,970,480	135,081	21,915,687
和歌山県	2,547,179	14,150,629	133,426	16,831,234
鳥取県	2,032,458	8,955,477	36,483	11,024,418
島根県	2,357,633	14,341,897	53,000	16,752,530
岡山県	4,604,586	18,289,606	139,281	23,033,473
広島県	11,670,431	38,715,060	263,284	50,648,775
山口県	4,659,369	14,018,475	127,732	18,805,576
徳島県	2,012,906	6,760,695	96,303	8,869,904
香川県	3,344,983	13,358,812	61,207	16,765,002
愛媛県	4,765,591	20,628,174	202,891	25,596,656
高知県	2,038,322	7,461,001	122,424	9,621,747
福岡県	21,392,857	56,445,108	511,241	78,349,206
佐賀県	2,741,531	7,479,892	46,840	10,268,263
長崎県	5,726,097	18,459,640	143,531	24,329,268
熊本県	6,006,456	23,499,850	229,124	29,735,430
大分県	5,138,023	18,892,959	121,627	24,152,609
宮崎県	5,407,605	16,298,598	127,749	21,833,952
鹿児島県	5,638,339	25,240,217	211,422	31,089,978
沖縄県	8,886,763	24,309,535	70,858	33,267,156

これによれば、負担増額が最も大きいのは東京都で、約1.9億円となる。

4-3. 試算のまとめ

これまでの試算結果を取りまとめたものを下表に示す。

単位:億円

2025年度費用として試算		全体	玉	地方
特別児童扶養手当	現在費用の推定	1,572.04	1,572.04	-
	増加費用の推定	317.44	317.44	-
障害児福祉手当	現在費用の推定	124.14	93.10	31.03
	増加費用の推定	15.82	11.86	3.95
特別障害者手当	現在費用の推定	485.93	364.45	121.48
	増加費用の推定	61.91	46.43	15.48
経過的福祉手当	現在費用の推定	3.11	2.33	0.78
	増加費用の推定	0.40	0.30	0.09
合計	現在費用の推定	2,185.22	2,031.92	153.29
	増加費用の推定	395.57	376.03	19.52

これによれば、請願に掲げた所得制限を撤廃した場合、全体の費用増加額は約395.6億円となり、このうち国の負担増は約376.0億円、地方全体の負担増は約19.5億円となる。